

防犯カメラ運用規定

北摂ゼミナール

塾長 藪木 達也

- (1) 防犯カメラ・教室カメラの映像は塾長が責任を持って管理し、講師等には見せない
- (2) 日本版 DBS に抵触する案件が発生した場合に当該児童・生徒及び保護者が映像の開示を希望した場合はカメラの映像を見せ、捜査機関に映像を提出するものとする
- (3) カメラの映像は一定期間の後は消去するものとする
- (4) 塾入口の防犯カメラは地域の防犯にも寄与するものとして事件・事故等が発生し、捜査機関より協力を求められた際は防犯カメラの映像を供与する
- (5) 生徒・児童及び保護者へのカメラの映像の開示は上記(2)を除き原則として行わない
- (6) 以下の場合には上記(5)の例外として当該児童・生徒及び保護者に映像の開示を行う
 - ① 生徒・児童の心身を傷つける言動等があった場合
 - ② 教室内において犯罪事案が発生した場合
 - ③ 講師への暴言や授業での態度がひどい場合
 - ④ 著しい人権侵害が見られた場合
- (7) 上記内容については本書面を規約とする